

午前十時 零分 開会

○議長（清成宣明君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第二号により行います。

日程第一により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

それでは、質疑のある方は発言要求ボタンを押し、挙手を願います。順次発言を許可いたします。

○八番（吉富英三郎君） おはようございます。一番を指名していただきまして、議長、大変ありがとうございます。本日は議案質疑ということでありますので、私は、自民党清新会を代表いたしまして、二点ほど議案の方の質疑させていただきたい、このように思っております。

まず、六月十一日、先般の市長提案理由の中に、教育費の中で防犯ベルを配布するということが提案されておりました。確かに最近は何事か大変多く起こっておりますし、また、先般では長崎の方でも大変痛ましい事件が起こりました。これは子供同士の事件ではありましたが、いつも何か犠牲になるのが子供だなという気がいたします。当然私たち議員は、この別府市全体のことを考えながら市民福祉の生活向上、また安全というものを考えておるわけです。市長と議員の一番の違いは、私たち議員は、地元に戻ったときには、今度地元の方々の市民生活の向上とか、またいろいろな安全面というものをやはり何とか優先してしていただきたいというような気持ちがまた強いわけなのですね。そういう中でこの防犯ベル、大変必要なことであると思ひ、いろいろな今、地方公共団体に配布しているところもあるように聞いておりますけれども、このまず第一の質問として、この防犯ベルを導入するに至った経緯の方から、まずちょっと御説明いただきたいと思ひます。

○教育委員会次長（杉田 浩君） お答えいたします。

防犯ブザーを導入しようとした経緯でございますが、全国的な傾向でもございますが、児童・生徒の登下校、放課後におきまして、不審者・変質者による露出、声かけ、車・空き地への連れ込みが多発している現状でございます。大事故にならないためにも安全の確保ということで、今回、防犯ブザーの補正をお願いした経緯でございます。

○八番（吉富英三郎君） 次長、「防犯ブザー」じゃなくて「防犯ベル」。どっちか。市長提案では「ベル」になっていたと思うのです。

○教育委員会次長（杉田 浩君） 呼び名は「防犯ブザー」と思ひます。「ベル」でも間違いではないと思ひますが……。

○八番（吉富英三郎君） それを配布するという、わかりました。大体、学年から言うところの学年までに配布するようになるわけでしょうか。

○教育委員会次長（杉田 浩君） お答えします。

公立の幼稚園・小学校一年から六年まで、それから中学校の一年から三年まで全員とい

うことです。

○八番（吉富英三郎君） 行政が一回サービスすると、これもサービスの一環であると思うわけですよ、サービスを始めた場合には、これを途中でやめるということは、ね、市長、当然教育長もそうです、教育長の方が関係しましょうか、やめるわけにはいかない。確かに過去――今、別府の行政でもそうですけれども――必要であったサービスを途中でやめるというのはなかなかできない関係で、例えば経費の負担増というものが現在も続いているというのが実態であるし、そういうのもあるということですよ。今回、この防犯ブザーを配布するということですから、これが今後の経費負担、例えば今年度十六年度にこれを出すということですから、その後、これは経費負担というものがあるのでしょうか。

○教育委員会次長（杉田 浩君） お答えします。

一応皆さんには貸与という形をとりますので、今回、全員に支給すればずっと機械自身は回っていくと思えますけれども、壊れたとか電池の交換等々が今度は生じると思いますが、壊れたような場合には修繕は教育委員会の方がいたします。電池の交換は、もう本人負担と考えております。

○八番（吉富英三郎君） そうですね、なくす子もいれば壊す子もいるということで、正確に例えば次の年、中学卒業から幼稚園に新しく入ってくるような、順送りで回していくということはわかるんですが、たぶん幾つかは今言うようになくしたり壊したりとか、いろいろなことでは経費の負担も当然出てくるとは思うわけですね。確かに、大した金額ではないと思っております。

そこで、今この予算書十七ページからずっとこう、十七、十八、十九まで見た中に、これは需用費として上がっている金額が、この防犯ブザーのものであるというふうに思っているわけなので、ここで気になるのが、今回の予算には当然私立の幼稚園または小学校――中学もあるわけなので――に通っている子供たちの予算が、この中には入っているのかどうか、それが一つ。

○教育委員会次長（杉田 浩君） お答えします。

今回の分は、公立の幼稚園・小学校・中学校の生徒に貸与ということで補正を計上しております。

○八番（吉富英三郎君） だから、別府に住む子供たち、要するに私立に通う子供の親も、市長、等しく税金を別府市に納めているというふうに私は解釈いたしております。そういう中で別府市が、公立の幼稚園から中学に通う子供たちには防犯ブザーを貸与・配布しますよと。だけれども、私立に通う別府市の子供たちにはそれを貸与いたしませんよということを経験からこういうふうにするというのはちょっとおかしい、こう思うわけですね。では、簡単に言えば私立に通う子供というのは、別府市の大切な子供ではないのかという

ことになるわけですがけれども、その辺のところをちょっとお聞かせください。

○教育委員会次長（杉田 浩君） お答えします。

私立学校の自主性とか独立性もございりますが、この御指摘の件、児童・生徒の安全ということをまず第一に考えますと、この件につきましては今後前向きに検討していきたいと考えております。

○八番（吉富英三郎君） だから次長ね、「検討する」とかというような行政用語は、もう今は要らないのですよ、本当に。ですから先ほどから言えば、予算的には大したお金ではないと思う。いわば教育長のうなずき一つでもう実現できることなのですよ、これぐらいのことは。ですから、もし、では私立の幼稚園から中学校まで通う子供たちにこの防犯ベルか防犯ブザーか知りませんが、これを市が購入し貸与とした場合、経費はどれぐらいかかると見積もっているのでしょうか。

○教育委員会次長（杉田 浩君） お答えします。

市に入る単価的に同額と計算しましたら、私立の幼稚園、小学校、中学校を合わせまして十六万程度になるうかと思っています。

○八番（吉富英三郎君） 確かに大切な税金であります。ですから、一概にあれつくれ、これつくれ、これ買えとかというようなことは言えないわけなのですけれども、これはもう本当、早急にできることなのですから、これはやっぱりするべきである。それから、今、先輩議員が後ろの方から言うておりますけれども、別府に住む子供たちを大切にしなければならぬという考えのもとなのですから、この予算を計上するときには、仮にやはり学校法人で私立であろうが公立であろうが、子供の命というものを考えた場合は、やはり私は最初からこの別府市に通う幼稚園から中学の子供たちすべてを対象にするという考え方を持つべきだ、このように思うわけです。ですから、今お聞きしますと、次長の話では十六万程度ということでありますので、ぜひとも早急に対応していただきたい、このように思うわけですが、教育長、答弁。

○教育長（山田俊秀君） お答えいたします。

今、議員さんが御指摘のように、私どもとして担当課の方に、ぜひ実現できる方向で検討するよという事は、もう指示いたしております。

○八番（吉富英三郎君） そうですね、できるように指示を出したということは、もうこの議会が終わった後には、私立の子供たちにも出すのだというふうに解釈していいということであろうと思いますので、この問題はこれで終わります。

続きまして予算書二十ページ、旧浜田温泉の建物復元に要する経費六千五百万の件について、説明をちょっとしていただきたいと思います。

まず、この六千五百万円。当然収入に上がっております。大変高額の御寄附をいただき、私も個人的には心から感謝をしている一人ではあるわけなのです。しかし、この修復に

別に何ら異存もないわけでありませぬけれども、ただし、幾つかのやっぱり心配事もありますので、ここでその辺を少し押さえておいて、ちょっと質疑してみたいと思うわけなので。

まず、この第一番目として、これは教育委員会の方で上がっているから教育委員会の方ですかね。今回の旧浜田温泉に対して六千五百万円という金額が上がっております、この修復に関して。これは本当にこの六千五百万円だけで復元が可能なのか。この復元に対して市の方からの持ち出しというものがあるのかないのか。そこから、まず質問いたします。

○生涯学習課長（入田勝人君） お答えいたします。

建物の復元にかかるすべての設計金額を算定していますので、追加工事は考えられません。

○八番（吉富英三郎君） 追加工事ではなくて、追加金額ですね。六千五百万円以上のお金を出すのか出さないのかということです。

○生涯学習課長（入田勝人君） お答えいたします。

市としては、もう六千五百万円で工事をすべて行う、そういうことでございます。

○八番（吉富英三郎君） この大変ありがたい寄附者、匿名でお願いしますと市長の方にお話が来たということで、市長の方が、ではそのように、大変ありがたいということで寄附者の気持ちを最大限に酌んだ中で、一生懸命したいというようなコメントもありました。この寄附者は、六千五百万を寄附するに際して匿名でお願いしますということでしたけれども、匿名でという要件といいますか、この復元に関して別にほかに要望はなかったのかどうか。例えば、建てるには足りない具財をこういところから買ってくれとか、建てるのならもとのあった場所に建ててほしいとか、そういうような要望があった。ほかに要するに匿名にしてくれという以外にそういう要望か何かがあったのかということをお聞きします。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

この寄附者の申し入れがあったとき、私どもが初め立ち会いましたので、私の方からお答えをさせていただきます。

寄附者のお話があったとき、現在の場所に、旧浜田温泉のあった場所にとということが、まず一点ございます。それから、当時お話があったときは、ちょうどことしの一月ぐらいであったと思います。そのときはまだ建設費について、復元にかかわる設計を十二月議会で認めていただいておりますので、設計段階でありましたので、金額についてはまだお話しできない、そういった状況でございました。その中で私ども温泉の話もさせていただき、方向性としては、市は温泉として活用しないということを当時お話ししておりましたので、そのようなお話を申し上げたところ、できれば建物だけでももったいないので何か活用、地域の方などに活用できるようなことを考えていただけないかというようなことで、

私ども、まだ活用については決まっておられませんので、とりあえず床を張って一階の部分、浴槽が地下にございますので、一階の部分に床を張って、その上を活用させていただく。そういった考えから建築住宅課の方にそのことを連絡して、設計の中にそれを入れていただいて、最終的には三月いっぱい金額が出てきました。その金額をもとに、四月になって詰めたお話をさせていただきました。

○八番（吉富英三郎君） 一月時点でこういう寄附の話があったということ、そして場所も今のところにしてもらいたいということ、そして金額的には積算した中でこの金額が出たということで、この金額の中で工事が、要するに復元の工事ができるという話で、この六千五百万という金額が匿名の寄附者から入ったということでいいわけですね。

私なんかやっぱり一番おかしいなと思うのですけれども、この要するに復元する場所、これはもう今度は市長の方になるので、市長がちょっとあれなのですけれども、この復元する場所なのですけれども、旧浜田温泉、今は駐車場になっていますね。というか更地になっているというふうに解釈していいのだと思うのですけれども、私たちがこの議場で新浜田温泉をつくる時、地元の要望は、危ない、もう本当に壊れそうだから心配だ、地震があったときに。だから壊してほしいということからこの話が出て、そして、その跡地に駐車場をつくってほしいのだという要望が地元から出たわけですね。そして、議会でこの新浜田温泉をつくることに対して可決したとき、私たちは当然、議員の皆さんはそうだと思うのですけれども、当然そこが駐車場として利用されるということを前提に新浜田温泉をつくる時に議会の議決に同意したというふうに解釈しているわけです。ここを一点、それでいいかどうか、ちょっとお聞きします。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

確かにさきの十二月議会のときに、この浜田温泉を危険であるので解体というような市長の方も決断をいたしまして、十二月議会に解体費とこの復元に伴う設計料の委託料を予算計上させていただき、これの議会での御承認をいただいたところでございます。跡地については、地元との約束でありますので、駐車場にしたいと、そのように御説明申し上げました。その後、私どもにいたしましては、思いもよらぬ御寄附のお話がありまして、ただ詰めた段階になって私、地元の自治会の方にお話に上がりまして、約束でございましたので、そういった事情をお話しして、駐車場については市が責任を持って確保したいのでというお話を申し上げたところ、御了承をいただきました。むしろ地元の方も喜んでいただいたというような状況でございました。

それで、私は今反省しておりますが、議会の方にもおことわりしなければということで、各会派の代表者に私は説明をいたしましたが、この説明について十分な説明でなかったというようなことで、皆様方に大変御迷惑をおかけしたと思います。地元の了承をいただきましたのでというようなことで、御説明をさせていただきました。今はちょっとそういっ

た点について十分な説明でなかったということを反省しております。今後はこのことを十分踏まえて気をつけてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○八番（吉富英三郎君） 助役がそのように説明していただくのは、大変ありがたいという気持ちは個人的にはあります。ただし、今回この旧浜田温泉の建てかえが決まったといえますか、市長の方からマスメディアを使っただけの発表後、地元の自治会の方々も、要するに要望としてあそこは駐車場という話であったけれども、復元していただくのであれば大変ありがたい、地元の活性化にもなる。だから大変ありがたいが、しかし、約束として駐車場はどこかに確保してくださいよという要望がたしかあったというふうに私も新聞紙上を見て理解はいたしております。しかし、それは今、助役の方が少し答弁していただきましたけれども、それは地元であって、議会に対しては何もないわけですよ。

本来、市長、ここが大切なところですよ。日田サテライト進出断念、これの大きな、断念を発表した一番の理由は、当然向こうの日田市の方にも来るな、来てほしくないという要望もあったというが、一番は、市長はこの議場で、議会が予算を否決したから、議会のことを第一に思って市長は、日田市へのサテライトの進出を断念したのだ、このように言ったわけです。だから今回、それが全く逆ですよ。議会としては、あそここの旧浜田温泉があった土地というのは駐車場にするのだということで議会の同意を得た。だから、確かに三方丸くおさまるのですよ、新しい駐車場ができれば。しかし、手法として先にやはりこの代表者会議というよりは、それは代表者会議であって、本来はこの議場ですべて決まることであって、そここのところをやはり取り違えてもらっては困るわけです。だから、私はやっぱりそういうふうなことを考えていくと、確かに冒頭言いましたように、旧浜田温泉を復元するということが、全然異存もありませんし、多額の寄附をいただいた方にも心から感謝をいたしております。しかしながら、市長のそういう手法が、何か余りにも突然過ぎて、「市民の目線で」とか「市民の声を聞いて」と、いい方向にしたいのだという気持ちは十分わかります。それは私もわかります。しかしながら、やはりそれは市長は公人としてその席に座っているわけですから、この議場の中でやはり先にそういう話は本来すべきではないかというように私なんかは思うわけなのですよ。

それで、例えば今回この多額の寄附をいただいた、大変ありがたい話ではありますけれども、では仮の問題で、仮の話をこんなところとするなどといったら怒られるかもしれませんが、十億別府市にやるからこれをつくってくれ、これをつくってくれ。ひいては、あそここの公民館が邪魔だから、あの公民館を壊して、そこにこれをつくってくれと言われたら、ではするのかというような話にもなるわけですよ、寄附をくれたからすぐしますという話になれば。だから、そここのところを市長はどのようにお考えですか。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

大変御心配をおかけいたしました。市長として手法の間違いは、言われてみれば全くそ

のとおりだと思います。議会を尊重し、議会の意見で決定をいただいたそのことについて、議会にまず方向転換といいますか、場所についても先に報告すべきだった、このことは深く反省をいたします。手法の間違ひについては、これからしっかり気をつけていきたい、このように考えております。

○八番（吉富英三郎君） ぜひこれから先、やはり別府市の代表でも当然あるわけですが、私たちもやはり別府がよくなってもらいたいという気持ちは当然あるわけですから、いわば隠し事とまでは言いません、言いませんが、やはりこの議会というものは大切にさせていただきたい。そういう気持ちは常に持っていただきたい、このように思うわけです。

それともう一つ。要するに行財政改革が待たなしのこの当別府市ですよ。この別府市に今回、旧浜田温泉を復元するという事になれば、今後、やはり新たな維持管理費というものが出てくるのではないかと、このように考えるわけですね。なぜ市長がこれを早急にこういうふうにとんとん、議会の議決なんかというのは関係なくぼんぼんに発表していくのかなというのが、どうも私は早過ぎるような気がするわけです。というのは何かというと、市長も御存じと思うのですが、熱海でも同じような問題がありましたですね。要するに旧歴史的建物、そして庭園。熱海のように坂道の中で千数百坪もある広い土地。この土地を要するに民間会社が購入して、そこに高層マンションを建てるという話があった。このとき、それが反対だ、これを残してくれという要するに市民運動が起こったわけです。そして、これが一番重要なことなのですが、この土地をでは熱海市が買いましょうということで、現在その土地・建物、残って立派な庭園もありますし、観光名所の一つにもなっているわけです。これが、ただ阻止しよう阻止しようというだけではなくて、これから必要なことというのは、このことなのです、その阻止しようとして成功したボランティアの女性グループが、あの建物の清掃から、そして観光客への案内、さらには切符のもぎり、そういうものまですべてボランティアで運営をしてくれているということ。建物を残してくれと言って反対運動した人たちは、その後、では私たちがちゃんと管理運営しますよ、なるべく熱海市には財政的負担をかけないようにいたしましょう、こういうふうになって現在やっています。たまたまこの前、市長、熱海に市民の翼でした、会っていただき、私は総文でちょうど行っておりましたけれども、その建物も見せていただきました。案内もしていただきました。ああ、すばらしいことだな、こう思うわけです。

私はそういうことを考えると、今回のこの浜田温泉――旧浜田温泉ですが――復元、壊すなということに本当に一生懸命熱心にボランティアグループとして運動してくれた女性の方々がいらっしゃいますね。そういう人たちに、ぜひともこの旧浜田温泉を愛するそういう女性の人たちに、言うだけではなく、残して復元もできますよ、ひいては、では、この維持管理に関しては別府市も財政負担、今、行財政改革で一生懸命やっていると

ころだから、なるべくもうこれ以上お金をかけたくないのだ。だから、あなたたちがこれだけ運動してくれてこういうふうになったわけだから、ぜひあなたたちで維持管理でもしていただけないかというような下話か何かができる後に、こういう復元の話ができましたよ、ひいては経費はこれ以上はかかりません、さらに持ち出しもありません、維持管理に関してもなるべくそのボランティアの人たちがしてくれるというような話を煮詰めてから新聞発表した方が本当はよかったのではないかと私は思うのです。それぐらいするべきだ。これからの行政は、やはりハード面、建物やそういうものにお金をかけたとしても、ソフト面、そういう経費に関してはなるべく民間もしくはボランティア、そういう方々を活用すべきである。今回は特に旧浜田温泉を愛してやまない女性グループの方々がおるわけですから、そういう人たちにぜひとも維持管理の方をお願いしたらどうかと思うのですけれども、その辺どのようにお考えですか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

このお話があったときに私ども、先ほど申しましたが、駐車場の件とかそういったことがあって、まず地元の皆様方の御協力が必要でございます。したがって、地元の自治会とお話をさせていただきました。そういった中で地元の方にもやはり期待をされております。この活用については、今後議決をいただいて、まず私は地元の方とお話をさせていただかなければ、地元の方の御協力があって、今回この復元が実現するわけでございます。そういった面もありますので、まず地元にお話しして、それから地元の方の意向を聞いた上で判断をまたさせていただきたいと思っております。以上で、答弁にさせていただきます。

○八番（吉富英三郎君） 地元はね、助役、それはもうありがたい話であるということで喜ぶのは当たり前と言ったら失礼ですけれども、当たり前なのですよ。私が言っているのは、こういう歴史的建物である、これから先はたぶん文化財的なものとして中も見てもらいたいというような建物になれば、当然案内も要るでしょうし維持管理費もかかるでしょう。だから地元の人大切にするというのは当たり前だけれども、住民運動をしたような人たちも巻き込んでやはりやってもらいたいということ、そういうことです。では反対に地元だけが、また大変なことが当番割でいろいろしなくてはいけないのかというような話になるわけです。そうではない。別府市全体に署名をとって活動したわけですから、別府市全部で見なくてはいけない、別府市民の財産として。ならばやっぱりさっき言ったように、熱海のとくと同じように中心的役割を果たした人たちが責任を持ってやるべきなのです。言い出しっぺがそのまま、後はもう知りませんよ、でき上がったからよかったというようなことではだめなのです。最後まで、先ほども言いましたように、ハード面に行政がお金を出しても、それができ上がった後は、ソフト面というのは、一生懸命エネルギーを使ったのだったら、それだけのこともやはりしていただきたいな、そういう話をするべきではないかということをおっしゃっているのです。



○市長（浜田 博君） 全く御指摘のとおりでございます。まず地元にお話をさせていただいたのと同時に、市民運動の皆さん、いわゆる浜田温泉を復元してほしいという多くの全国からいろいろ寄せられた部分も含めて、そういう運動団体の皆さんとも私は話し合いをしております。確約とか約束とかいうことは、まだ議決をいただかない以上そういうことはできませんので、そういう意味で皆さんも喜んでいただきながら、それを何とか文化財として残し、これを守っていきたいという思いは全く同じでございますので、必ずや協力していただくと私は確信をいたしております。

○八番（吉富英三郎君） ぜひですね。これからもやはりこういう問題はいろいろ起こってくる可能性はあると思うのですよね。ですから、やはりそういうときに一番考えなくてはいけないのは、冒頭に言いましたけれども、行政が何かを始めれば、必ずそこに経費負担というものがかかってくるわけですから、行財政改革をしなければ別府市はやっていけないというのは、もうわかっていることなのですから、そのことまで含めてこれから先やはり諸問題に取り組んでいただきたい、このように思います。

○二十六番（原 克実君） 先ほどのお話のとおりですけれども、私は、公明党を代表して質問をしていきたいと思っております。

先ほどの八番議員の質問と若干関連する面が出てまいります。できるだけ重複を避けて質問をしていきたいと思っております。

まず、教育総務費の中で、今回、子供に防犯ベルを貸与するという予算が、中・小・幼稚園、これを含めて二百五十万五千円計上されております。これは、やはり一昨年からずっと今社会問題にもなっております子供さんに対するいろんな犯罪、今回は佐世保の方、長崎の方で子供対子供の傷害事件が起きました。こういういろんな社会情勢を見たときに、安心・安全なまちづくりをするためにはどうしたらいいかということ、それぞれの地方自治体が模索をし考えた末、やはり子供には通学、それからいろんなコミュニティーの場所で安全で安心して遊べる方法は何が一番手っ取り早いかということ考えたときに、やはり子供さんには防犯ベルを持たせた方がいいだろうという地方自治体がふえて、だんだんそういう傾向になってまいりました。私たち公明党といたしましても、今回の三月の議会ですか、私どもの同僚議員であります市原議員が、この点を取り上げて提案をさせていただきました。ことしの二月、三月、私ども公明党としまして、大分県下はもとより別府市内を署名活動いたしまして、県下で二十三万人ちょっと、それから別府市内で三万九千八百十人の方から、この安心・安全なまちづくりのための署名活動に賛同していただいて、その一環として防犯ベルの貸与の提案をさせていただいたところ、今回こういうふうな予算づけをされたということは、非常に私どもとしても喜ばしいことだと思っております。

先ほど、いろいろるる質疑がなされましたけれども、今回この防犯ベルを貸与するに当

たって、今後の維持管理をどうしていくかということ。これは教育総務次長さん、私ども、実際の防犯ベル、これを見せていただきましたけれども、この議場にお持ちですか。

○教育委員会次長（杉田 浩君） はい、見本は持ってあります。今、こちらに持ってあります。

○二十六番（原 克実君） この防犯ベルは、この議場におられる方もまだまだ知らない方がおると思います。ましてや十二万市民の皆さんは、防犯ベルというのは聞いたこともあるけれども、まだ見たこともないという方が大半だと思うのです。ましてや子供さんたちもこれを知らない方がおる。実際手に持った方もない方がおる。これのやはり今後の維持管理。電池でしますから、この維持管理を父兄負担にするのか、それとも教育委員会の負担にするのか、ここあたりが一つの大きな要素になってまいります。

それからもう一つ、先ほど八番議員が言われましたように、私立学校の生徒さんにどういうふうな形で貸与できるのか、これもやっぱり大きな問題だと思います。

それからもう一つは、幼稚園の子供さんたちに持たせたときの要するに扱い要領ね。これをおもちゃとして扱うのか、それとも自分の身の危険を守るために扱う大事な防犯ベルなのかという認識・意識を持たせるためにも、私は大事な要素が今後あるのではないだろうかと思います。

それともう一つは、地域社会の方が、例えば防犯ベルが鳴ったときに、これは子供が危険を知らせるベルだということがわかるかわからないか、こういうことも含めて市報とか教育委員会が、父兄とか地域の方々、児童福祉委員とか自治会とか、そういう方に広くこの防犯ベルを認識してもらえる広報活動をするかどうか。これが私は一番今後大きく課せられた課題と思うのですよね。でない、と、せっかく子供さんたちが防犯ベルを持って、その使い方、それさえわからない。それから、地域の人たちが、持っておってもそれが本来鳴ったときに何の音かということがわからなければ、これは意味がありませんので、こういうことを含めて、今後、教育委員会としてはやはり広報活動をしていく必要がある。そして、この防犯ベルが安全・安心な要するに一つの手段として利用できるということを今後していくことが必要だと思いますが、その点いかがですか。

○教育委員会次長（杉田 浩君） お答えします。

防犯ブザー、これは見本ですが、議会の議決を得ましたら、また入札ということになります。これは、たまたま一社の物ですが、これが、同程度のものでこういうような形の物です。何かのときにこのひもを引っ張ると、もうずっと鳴りっ放しです。ここに試しに鳴らすボタンもございますけれども、このくらいの大きさということでございます。

それから、将来の電池の件でございますけれども、一応今回全員に貸与しましたら、後は使い回しということでございますが、新しく一年生になられた人、幼稚園の人には、念のために電池の入れかえは教育委員会の方が持ってもいいかなというような、ちょっとそこ

はまだはっきり決まっていませんけれども、新しく入る方には「安全」ということから考えると、全員に入れかえた方がいいのかなと思っております。途中で何か電池が、本人が使ったりして減ったようなときには、本人がもう入れかえなければいかんかなという気はしております。

それと、もちろんそういう途中でいたずらで鳴らしたりすることはいいことではないし、学校の現場で特に低学年に対しては重々、よっぽど危険なとき以外は鳴らしてはいけないという教育は、当然強く指導の必要がありますので、していきたいと考えております。

それから、これが一番大事なことですけれども、やはり何かがあって鳴らして、それで暴漢が飛んで逃げるというよりも、まずみんな持ってますよ、何かあったときには鳴らされるし、そんな人も恥ずかしい思いをするわけですから、そういうみんなに周知するという事前の防犯の予防というのが大切なことだと思います。それで、二学期から貸与しようと思っていますけれども、九月号、八月の終わりの市報には、そういうことで市民全員にはお知らせをしたいと考えております。

○教育長（山田俊秀君） 議員さん御指摘のように、市民の皆さんにこれを周知徹底しないと意味がないと思います。特に私どもは、これまでいろんな子供たちがそういう事件に巻き込まれているやつを見ますと、放課後というのですか、学校が終わって帰る道筋とか、放課後非常に多いので、そういうことも含めてまた啓発していきますけれども、その中で、これは学校現場とも十分話をしていきますが、臨時のPTAを開いたりすることもあるかと思えます。

それともう一つは、市の車に今「防犯パトロール中」というこのくらいのステッカーも張っております。とにかくこんなにしてみんなが、多くの人たちが、市民の目が光っていますよということも考えていかなければならないと思っていますから、ベルがどうだということよりも、とにかくみんなで子供たちを守っていくという気持ちでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思えます。

○二十六番（原 克実君） ぜひ、その点よろしくお願ひしたいと思えます。これは、やはり市民に周知徹底することによって未然に犯罪を防ぐということにもなるのですね。別府市がこれだけのやはり子供さんに対する安全性に重視をしているということになると、事前の抑制力にも私はつながると思えます。

私どももこの署名活動をしまして、四月七日に浜田市長に、安全・安心のまちづくりを推進していただきたいということで要望書を提出させていただきました。今回、こういうことで防犯ベルが貸与できるということに対しまして感謝をしておきたい、このように思えます。ただ、これからはさらにこの防犯ベルを設置したからもう安心・安全なまちづくりができたということではありませんし、これからはやっぱり社会資本の整備の基盤の中には、まだまだ別府市が取り組まなければいけない問題がた

くさんありますので、その点を踏まえまして、行政も教育委員会もひとつぜひ取り組んでいただきたいということを要望したいと思います。

では、次に移らせていただきます。

これもまた、今回の予算の中でひとつダブルします。今、八番議員が言われました浜田温泉の件ですね。これも最初私どもは、匿名の寄附行為があられたということで聞きまして、その経過をいろいろと助役さんの方からお聞きいたしました。その中で法的な問題とかいろいろ含めて、行政が匿名の方から寄附行為を受けていいのかなのか、そしてまた、今後の旧浜田温泉を復元したときのさまざまな問題について、直接私どもは助役さんと話をいたしましたので、私どもがこの復元問題にどうこうということはありません。そういう匿名の方が寄附をされたということは、私どもから見れば喜ばしいことだと思いますけれども、要は今回、旧浜田温泉が復元をしたとき、これが果たして別府市の文化財的なものとして活用できるかということ、そして地域の人たちの大きなコミュニティーの場としてこれが活用できるかということが、一つの大きな焦点になってくるのだと思います。

それから、復元はしたけれども、その後の管理運営、費用をどういうふうにするかということをしっかり踏まえただ中でこの復元計画をしませんと、私は後々にまた別府市の行政を圧迫するようなことになっていけない、このように思いますし、この点間違いのないような管理運営の方法、それから文化財的なもの、地域のコミュニティー的なもの、こういう要素を含めてしっかりと対応していただきたい、このように要望しておきます。

では、次に移らせていただきます。

事件議案の七十二号。今回、国民健康保険条例の一部改正が行われております。これは四年ぶりの改正ということになっておりますけれども、この改正をしなければならなくなった経過、これについて若干お尋ねをしたいと思います。

○保険年金課長（藤原洋行君） 税率改正に至るまでの経緯ということでございますが、今回の事件議案としまして、議第六十号でお願いしておったと思うのですが……（「六十号だったか」と呼ぶ者あり）この部分につきましては、国民健康保険税の場合は、応能割、応益割で成り立っております。応能割というのが所得割でございます。応益割が均等割、平等割でございます。この課税割合が、おおむね地方交付税法で五〇対五〇と定められておりますが、現在、平成十五年度におきまして、応能割が四五・一三、そして応益割が五四・八七と、こういう形に今推移いたしております。この許容範囲でございますが、四五と五五というのが許容範囲になっておりますが、この五〇対五〇で定められている一つの市民の方にとってよい部分というのは、保険税が七割、五割、二割軽減措置ということになりまして、保険税が軽減されております。これが四五対五五になりますと、保険税が六割軽減、四割軽減に移行されますので、税率の改正がないまま放置しておきますと、市民皆様方の税金課税額がふえていくような形になりますので、この七割、五割、二割軽減措

置の適用を維持できるように、今回課税割合を変えたということをお願いいたしております。

○二十六番（原 克実君） その応能割と応益割のことはわかりましたけれども、なぜこういう結果になったかという原因はどんなですか、これは。

○保険年金課長（藤原洋行君） この応能・応益割につきましては、応能割が所得割ということでございます。この所得割につきましては、どういった状況でこれだけ下がってきたのかということだろうと思うのですが、まず第一点考えられますのは、現在の経済情勢によりまして、所得水準が年々下がっていている状況がございます。それともう一点が、高齢者の方がやはり多く加入されておる状況、そういった状況が主な原因と考えております。当然この傾向につきましては、やはり今後も引き続き進んでいく傾向にあるのではないかなと考えているところでございます。

○二十六番（原 克実君） 今回の国民健康保険の条例の一部を改正すること、これは別府市民の要するに高齢者、特に低所得者層を考えたときには、今回の条例改正というのはいたし方ないという面もあります。でも、やはり所得割額を上げることによって負担増になる所得層もおるということを考えていただきたいということですね。これが、例えば今回改正をして、今後、少子・高齢化が続いていく、そして経済状態が今後どのように推移するかは、これはなかなか読みにくい面があると思います。こういう中で、今回条例改正をして、さらにまた数年後にこの同じような条例改正をしなければならないということになったときに、例えば応能割と応益割の負担率というのは当然国や県が見ていただけますので、それは別府としては大助かりです。そしてまた、別府の市民にとっては非常に喜ばしいことだとは思いますが、こういう状況ができること自体が、どうにも今後、国民健康保険の財政そのものの基盤が別府市を揺るがすような大きな問題になると私は思っております。ですから、どこでこれを歯どめにするかということは、要は収入と支出のバランスをとるということが、私は大事な要素になってくると思います。そこで、別府市は今回、「湯のまち別府健康21」を策定して、今後、メニューづくりに進んでいますね。要は医療費が上がるということは、介護にも影響することでもありますし、医療にも影響することでもあります。ですから、国民健康保険課が、医療保健課と介護保険課とどのように医療の抑制をするかということによって、このバランスが均衡されてくる。少しでも均衡されてくる要素になるのではないかと思います。そうすれば、私は、この条例改正がここ数年でまた改正をしなければならないという危険性を避けられる、このように思いますが、その点はいかがですか。

○保険年金課長（藤原洋行君） お答えいたします。

今、議員さん御質問の部分につきましては、医療費の抑制についての御質問ということになるかと思います。当然、私どもが一番頭の痛い問題としまして、医療費の増高とい

うのが年度当初でわからない部分がございます。これは当然、私ども担当者として一番頭が痛い問題で、今後の保険財政を運営する上でも一番大事なことだと考えているところでございます。

そこで、議員御質問のとおり保健医療課、市の中には保健医療課という課がございますが、そういった関連する課とも連携をとりながら、また過ぐる議会の中でも、スポーツ振興課で健康関係ですかね、そういった御指摘も受けております。そういったところとやはり連携をとる中で医療費の抑制をどういった形で進めていくかというのが、一番大事なことであろうと考えているところでございます。また、今後ともそういった部分につきましては、一生懸命頑張ったいと思いますので、よろしくお願いたします。

○二十六番（原 克実君） 本当に、これは別府市だけの問題ではないと思います。全国的にしてもこの国民健康保険の財政、非常に厳しいものがあります。でも、特に別府市はやはり高齢者が多い関係上、国保財政が非常に厳しいということは、大体医療費を見てもわかります。ですから、今回の改正はいたし方ないとはしても、今後のこの国保財政の基盤が安定化できるようなやはり医療費の抑制、そういうことも含めて取り組んでいただきたいことを要望して、議案質疑を終わりたいと思います。

○十四番（野田紀子君） 特別会計補正予算の十八ページと十九ページについて、議案質疑をしたいと思います。

十九ページの介護給付費適正化に要する経費四百九十三万円、これの使い方、どのように使われるのか教えてください。

○介護保険課長（藤野 博君） お答えをいたします。

給付適正化は、制度のいわゆる原点でございます。制度のねらいであります自立支援につながるサービスの提供を確保するとともに、相反する自立支援につながらないような事例に対しては、これを是正し改善していくものでございます。実際には、不適切なサービスが行われた場合、これを放置しますと、事業者間のフェアな競争によってサービスの質を高めようとの制度の意図とは裏腹に制度の悪用が横行し、結果的に保険財政の健全な運営が損なわれ、サービスの質の低下、制度の公正さや不公平に対する国民の信頼が失われ、その根幹が揺らぐこととなります。

したがって、今回、国民健康保険団体連合会が行います介護給付適正化対策事業に基づき、同連合会から情報提供されますデータを活用しまして、レセプト点検等を実施するため、保健・医療・福祉の専門家を三名嘱託職員として雇用するための費用を計上したものでございます。

○十四番（野田紀子君） 三月議会で介護報酬の要求が適正な要求ではなかったということで、今年度十五年度決算見込みで五千万円という介護報酬を返還させるということでございましたが、その例として不適正であったという例を二、三教えていただきたいと思

ます。

○介護保険課長（藤野 博君） お答えをいたします。

国の会計検査及び大分県などによります介護サービス事業所に対する指導監査の結果、別府市に返還されました介護報酬は、平成十四年度が七件一千百三十万円、平成十五年度が三十件三千百四十万円となっております。介護報酬の返還となった原因につきましては、事業所におきまして、人員、設備等及び運営に関する基準及びそれを前提とした介護報酬に関する基準を満たさず介護報酬の請求をしていたもの等で、悪質な事例はございませんでした。

なお、別府市におきましても、平成十四年度より介護給付適正化に取り組み、十三事業所より約三百四十六万円の介護報酬を返還していただいております。その要因につきましては、訪問介護において同居家族によるサービス提供が行われていたため等によるもので、事業所からの介護報酬を自主返還していただいております。今後、別府市といたしましても、保険者として限りある財源を自立支援という本来の目的に有効活用するため、介護給付サービスの適正化に一層取り組んでまいりたいと考えております。

○十四番（野田紀子君） 複雑な法をよく知らないがためのミスというような例が、介護報酬を請求したというミスというような例があるようですけれども、複数年度にわたって返還をしているという事業所があります。もっと早くこの間違いといいますか、人員の間違いとか、そういうものを指摘して指導するという責任ですね、人員が足りないというのが、介護保険制度が始まることから足りなかったのが、十五年度に至っても足りない人数でしていたということが十五年度に指摘をされて、十二年度にさかのぼって介護報酬を返還したという事業所があると聞いておりますけれども、もっと早く事業所の間違い、人員の不足という間違いを指摘して指導するという責任がどこにあるのか。市にあるのか、あるいは県なり国なりにあるのか、そこを教えていただきたいと思っております。

○介護保険課長（藤野 博君） お答えをいたします。

サービス事業所の設立の許可といいますか、承認といいますか、これは大分県が承認するわけでございます。したがって、事業所がサービスを始める段階で必要書類をそろえて県の方に提出して、その内容を審査されて初めて承認を受けるという形になっております。したがって、県が承認した事業所については、市は介護サービス事業所として当然同じような条件で介護報酬を支払います。したがって、市としては、そういう状況があって初めてそういう中に入っていくことは可能ですけれども、本来設立段階のことについては、大分県が内容を審査するものと理解をしております。

○十四番（野田紀子君） その指摘をするのは県の責任であるにしても、別府市の介護保険財政というのは、別府市民で支えられているわけです。お年寄りにしてみれば保険料を毎月払って利用料も払っているのに、決算見込みで五千万円だというのは、非常にショッ

クな報告でありました。それが法的には違法ではないにしても、やはりこのようなことが起こるといのは、県の責任か市の責任か、どちらかにしても、実際に市民に対しては、窓口の市としては、このような不適正な介護報酬の請求に対して、今後どのような対策をとられるのか、そこをお伺いしたいと思います。

○介護保険課長（藤野 博君） お答えをいたします。

先ほども御説明しましたけれども、今までは事業所の承認につきましては、大分県が当たります。介護サービスを受けて介護報酬を請求するのは、国民健康保険団体連合会に請求をして、同連合会が、そのサービス内容を書類審査した上で介護サービスの費用を業者に支払います。別府市につきましては、保険者として介護保険財政が破綻をしないように、そういうふうに取り組むようになっておりますが、今まではその三者がそれぞれ独立をしております、なかなか連携ができませんでした。それが今回の補正予算に計上しておりますように、オンラインでつながり、随時そういう内容がチェックできるような体制がとれますので、これからはそういう面で気をつけて対応してまいりたいと考えております。

○十四番（野田紀子君） 連携ができると、今年度から連携ができるということになったそうで、今後も引き続いて不正なといいますか、法に触れないにしても実際に保険料を払っている市民にいわゆる損害を与えないような適正な介護保険の運用をお願いして――要望して――議案質疑を終わります。

○七番（猿渡久子君） まず、六十二号西部児童館の建設についての部分で質疑をしたいと思えます。

今回、西部児童館についての新築工事の請負契約の議案が出ているわけですが、この西部児童館の設置について、扇山公民館で地元説明会があったときにも、地元の方から周辺の交通安全についての意見が出されていまして、あの西部児童館の土地は三差路になっていまして、三差路の山手の部分には信号があって横断歩道がありますけれども、横断歩道が一つで、三差路に対して三つ渡る箇所があるわけですが、一つしか信号、横断歩道がありません。それでは子供たちが危険だ、何とかならないかという意見が、保護者の方から出ておりました。歩道に関しても、川側の方には歩道がありますけれども、児童館ができる場所、保育所ができる側の方には、あれは北側になりますね、北側の方には歩道がありません。だから、子供たちが通るのに危ないというふうな声も出ております。その点で横断歩道を設置して、また歩道も設置をして、例えば保育所の子供さんたちが、川の向こうが南立石公園ですから、南立石公園にお散歩に行くというふうなことも多々あるかと思えます。そういうときに直接横断歩道を渡って行けるような、あるいは歩道を通って安全に通行ができる、送り迎え等のときにも安全に通れるようにすべきかと思えますが、その点いかがでしょうか。



○児童家庭課長（石井和昭君） お答えいたします。

施設の建設予定地側には、現在歩道が設置されておりません。このため横断歩道が設置されていない状況となっております。施設建設に際しましては、歩道を設置する計画となっております。歩道を設置することで横断歩道が設置できるものというふうに考えております。この件につきましては、二十四番議員さんからも以前から、施設オープン後の安全対策上ぜひとも必要であるとの提案もなされているところであります。ただ、横断歩道を設置する権限につきましては、別府警察署の所管となっておりますので、四月に警察の担当者の方に設置方についてはお願いに行っております。別府警察署に対しましては、今月末までに正式に要望書を提出するという方向で考えておるところであります。今後とも警察署の予算に関しましては大変厳しいというふうに聞いておりますが、施設の開設までに横断歩道が設置できるように努力してまいりたいというふうに考えております。

○七番（猿渡久子君） 今答弁がありましたように、オープンまでにぜひ横断歩道、歩道を設置できるように警察の方にも働きかけを強めていただきたいと思います。

では、この件の質問を終わりにして、次に六十号国保税の改定についての質問を行いたいと思います。

今回、国保税の改定の議案では、低所得の方が負担が安くなるということで、この点に関しては、やはり低所得の世帯の方にとっては大変ありがたいものだと思います。しかし、高くなる、負担がますますふえるという方もいるわけで、まず、どの程度の割合の方が負担が安くなって、どの程度の方が高くなるかと予想されるのかという点が一つ。

それと、国保の基金ですね。現時点で基金は幾らあるのかというのが二点目。

三点目に、国保会計というのは幾ら必要かということから始まるわけですね。入りが幾らあるのかという歳入の部分からスタートするわけではなくて、出が幾ら必要かという部分からスタートするわけで、今回の改定に当たって国保税が一年間で幾ら必要だと見ているのか。一年間の医療費を幾らと見て、国保税は其中で幾ら必要だと見ているのか、その点、どういう根拠でそういう額と見ているのか。この三点について、まず質問をしたいと思います。

○保険年金課長（藤原洋行君） お答えいたします。

第一点目の割合でございますが、まず、今回税率改正を議決していただきました後のことになろうかと思いますが、これ、あらかじめ御了解をいただきたいのですが、今、私どもが言う数字につきましては、十四年中の所得で計算されております。そういった部分を、先に御理解をいただきたいと思います。

まず、上がる方、下がる方の割合でございますが、同じ金額もしくは下がる方につきましては、おおむね六割程度の方が下がるか、今までと同じような金額になろうかと考えております。また、あと四割の方々につきましては、金額の大小は別にしまして上がってい

くのではないかなと考えているところでございます。

また、二点目の基金でございます。これは、今決算事務を行っている関係上、見込みでございますが、四億四千七百万程度になるのではないかとということで考えております。

また、第三点目の国保会計の関係でございますが、幾ら必要ということで考えているのかということでございますが、まず今回、平成十六年度の当初予算におきましては、国保税の収入につきましては三十一億円程度をお願いしているところでございます。全体的な数字につきましては、たしか百二十七億八千百万というような総額になってこようかと思いますが、今回の税率改正においてどれだけの収入を見込むかということでございますが、議員御承知のとおりこの必要な金につきましては、いわゆる医療費の動向が当然大事になってこようかと思えます。一つインフルエンザがはやったり、以前はやりました新型肺炎、そういった部分がはやりますと、予想もつかないような金額が出ていく傾向にございます。そういった部分をこの段階でどれだけ必要だというのは、なかなか難しい部分がございます。そこで、各年徴収率の問題とか、それとか医療費の動向、そういったものを見ながら補正予算でその都度予算を編成させていただいている状況がございますので、その点何とぞ御理解をいただきたいと思えます。

○七番（猿渡久子君） 今、一年間で三十一億必要だというふうに見込んで、今回の改定の案を出したということなのですけれども、これ別府の国保税、四年前に一一十二年のときに一一改定をしていますけれども、このときにも黒字が出るというふうな見込みで改定をしたのではないと思うのですよね。黒字を出すつもりで設定した額ではないと思えますけれども、一年間に二億数千万なりの黒字が出たということがあります。そういう今までの経過があるので、私はあえてこの点を質問するのですけれども、この三十一億という根拠になる、必要だという額が本当に適正なのかどうかということが問題になってくると思うのですね。今、課長が言われましたように、もちろんインフルエンザがはやるとかそういうふうなことは予測ができないので、前後というものはあるわけです。しかし、足りなくなったときには、先ほど答弁があった四億四千七百万という基金があるわけで、その基金を取り崩して対応するというのもできるわけで、やはりこの根拠になる、必要とする額をもう少し安く、低く抑えられないのかということが言えると思うのですね。その必要な額が少なければ国保税を安く設定できるわけですから、もし結果として足りなくなったときには基金を取り崩せばよいと思うわけです。

私たち、市民の皆さんの声を聞きますと、一番切実な要求がこの国保税、高過ぎるといふ声なのです。七％もの方々が、私たちのアンケートに、「国保税が高過ぎる、何とか安くしてくれ」というふうなことを切実に要望しているわけです。いかにこの国保税を安く抑えるか、医療費を安く抑えるかというときには、先ほどもちょっと論議がありましたけれども、予防医療を設定する、健康づくりに大いに力を入れていく、早期発見・早期

治療にもっと力を入れて医療費を抑えるということにさらに力を入れていくべきだと思います。

次に、基盤安定繰入金。基盤安定繰入金というのは、前からあるわけですがけれども、この中に低所得の方が多い自治体、高齢者が多い自治体に関しては、新しく十五年度から繰入金が出るように国の制度が改められたわけですね。この基盤安定繰入金、低所得者、高齢者の多い自治体に出る分が、国から幾ら来るといふふうに見ているのか、その点答弁をお願いいたします。

○保険年金課長（藤原洋行君） お答えをいたします。

基盤安定繰入金の保険者支援分でございますが、十五年度の実績で――まだ決算は済んでおりませんが――一億二千五百万程度ということでございます。また、十六年度以降については、なかなか計算が難しい状況になりますので、御了解をいただきたいと思っております。

○七番（猿渡久子君） この保険者支援分の繰入金というのは、一定の額が決まっているとかいうものではないというふう聞いております。これ、やはり国としても国保税が全国どこでも高くなって、低所得者に大変な負担になっているということを認識して、新しく国が制度としてつくった分なわけですね。だから十四年度まではなかったけれども、十五年度からもらえるようになったというわけですが、やはりこれを国からもっともらえるように、国にもっと出すように、ぜひ国に働きかけるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

それと、均等割、平等割の軽減分がありますね。先ほどの説明の中で七割軽減、五割軽減二割軽減がある、所得の少ない三十三万以下の方は七割軽減で、本人負担は三割でいいですよ、あとの七割は、国が二分の一、県が四分の一、市が四分の一、一般会計から見ますよというふうな制度ですね。この均等割、平等割の金額が今回下がるという案が出ているわけですから、この金額が下がると、それに応じて国、県、市が持つ軽減分、七割、五割、二割の軽減分も額が下がってくるわけですよ。別府市が一般会計から負担をしているこの軽減分というのが、かなり額の変更によって減ってくるということが考えられるわけですが、これがどの程度、市の一般会計からの負担が減るわけでしょうか。その点も答弁をお願いいたします。

○保険年金課長（藤原洋行君） お答えいたします。

市からの軽減分というようなことでございますが、これはあくまでも――先ほども申し上げましたが――十四年中所得の試算ということで御理解をいただきたいと思っております。これは軽減分につきましては、基盤安定繰入金として国、県、市から補てんしていただいている状況でございますが、この軽減額が下がることによって、市の部分については、おおむね八百万程度下がるのではないかなということ考えております。

○七番（猿渡久子君） 八百万程度、今まで一般会計から持っていた分の軽減分が少なく

て済むということになるわけですね。そうしたら、今までその分を一般会計で持っていたのだから、その分を使って国保税を安く抑えられるのではないかというふうにも思います。あるいは、その分を使って、今までもそれを使っていたのですから、健康づくりのために使う、医療費を抑え、国保税を安く抑えるということのために、健康づくりのために一般会計から使うということも考えられると思うのですね。そういういろんな努力をして、やはり国保税が高過ぎるというふうな声は、低所得の方だけにあるわけではないのですね。一定の所得の方の中にも、「何とかならないか」という声は切実なのです。所得の今度一〇・五％という案ですけれども、所得の一分を超えて負担ですよ。その一分を超えて負担というのは、もう限界を超えているのです。今までだって滞納者が、十四年度で言う八千人を超えてあるわけです。収納率が八九・六八％というふうな数字も十四年度分が出ていますけれども、別府は、滞納者が県下で最悪レベルに多いわけですね。そういう中で、やはりいかに負担を上げずにやるかということを考えないといけないと思うのです。

今回、提案されているのが、所得割が若干上がって一〇・五％、平等割と均等割が下がるということですから、これを所得割を抑えれば、すべての方が上がらずに済む、安くなるか据え置きのままにできるというふうなことになるのです。均等割、平等割との差引きを考えたときには、私は計算してみました、一〇・一％に所得割を上げて、その分、平等割、均等割の分を下げると、四五対五五の割合を考えたときに、かなり下げるといふような計算になるので、一〇・一％の所得割とした場合にも値上げになる方がなくて済むというふうなことになります。そういうふうなことも考えるべきかと思います。やはり生活実態から見て本当に高過ぎるということがあるこのときに、行政も議会も、もう今は知恵本当に出し合って、いかに負担を抑えるかということが非常に大事になってくると思うのですが、その点いかがでしょうか。

○保険年金課長（藤原洋行君） まず、第一点目で先ほど申し上げました一般会計からの繰り入れについて、もうちょっとふやせというような形ではないかなと思うのですが、この基盤安定については、法に基づいてやっている状況がございますので、法に基づいた繰入額という形になるかと思っておりますので、その点については御理解をいただきたいと思っております。

それと、もう一点の一〇・一％、議員さんが試算されている部分でございますが、当然、私どもも上げたくて上げている状況ではございません、はっきり申し上げまして。私どもとしましては、一〇・一％になりますと、たしか四五・三か四の割合でしか上がりません。そうなりますと、十四年度から十五年度にかけまして一・二ポイントほど応能割が下がっている状況がございます。そうなりますと、今度は八月に本算定を行ったときに一〇・一％、〇・一％上げるだけでは、当然四五を切る可能性の方が高いわけでございます。そういった状況を考えますと、私どもとしましても苦しい選択と申しますか、やはり市民の方

には負担はなるべく少なくしていただきたいという部分がございますが、やはりこういった法に定められた部分につきましては、計算しておいて後々計算間違いがあったということのないような形をとりたいと思いますので、今回一〇・五ということで〇・五%をお願いした状況でございます。以上でございますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○七番（猿渡久子君） 先ほど私が言いました一〇・一%というのは、一〇・一%にしたときには、四五対五五の割合を保つためには、所得割、均等割をさらに引き下げるというふうな計算もした上でのことなのですけれども、やはり今後それだけ安く抑えれば国保会計が成り立たなくなるのではないかというふうなこともあると思うのですけれども、その部分ではいかに健康づくりを進めて医療費を抑えるかということが一つのポイントであり、もう一つは、国に向けてやはり私たちも国会議員を通じて働きかけていますけれども、市としても働きかけを大いに強めるべきだと思うのです。国が一九八四年に、国の負担を総医療費の四五%から三八・五%に減らしています。ほかにもいろんな部分での負担をどんどん減らしてきているわけですね。それが国民の国保税の負担が高くなっている要因なのです。もう一つは、応能割と応益割の割合を四五対五五を切ると七割、五割、二割の軽減をなくして、六割、四割の軽減にしますよと、そういうふうな仕組みをつくっているそのことが、やはり平等割、均等割の比率を高める、どうしても高くならざるを得ないことの要因なのです。やはりそういう国の制度に矛盾がある、国の負担をどんどん減らして国民負担をふやしていく、そういうことに対してやはりもっと働きかけを強めていただきたいと思います。

今、市民の方の負担というのは、何年か前まで介護保険の負担が要らなかったのに介護保険料が必要になり、利用料が必要になり、今回も年金額が減らされたと通知が来たけれども、年金額が減ってきた。どこを減らせばいいのだ。どこかの部分を削らないともう生活できない。一体どこを削ればいいのだというふうに皆さんはおっしゃっています。そういう国民負担がどんどんふえている。そういうときに、やはり最後のとりでとして市民生活を守るのが市の役割ですから、国に向けての働きかけを大いに強めていただきたいと思います。

それと市長に一つ言いたいのが、市長の提案理由説明の中に、この国保税の改定のこと一言も触れられていません。私、何度も見直しましたけれども、一言も言ってないので、やっぱりそれは私はおかしいと思います。市民にとって一番切実な、本当に市民の関心が高い問題です。皆さんが、国保税高くて何とかしてもらいたいと言っている中で、四割の方が上がるのではないかと、そういう改定を出すに当たって、やはり市長が何も、一言も提案理由説明で述べないというのは、市長が市民にとって国保税の負担がいかに大きいかということを、いかに大変かということを認識していないと思うのです。やっぱりそういう点、きちんと市民のこの国保税に対する大変さ、思いということを理解していただき

いと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○保険年金課長（藤原洋行君） 今、議員さんが御質問の中に「市長の」というくだりがありました。まず、この改正案につきまして、内部で検討したことについて若干申し上げて、市長の御答弁をいただいた方がいいと思いますので、私が先に答弁させていただきますが、まず、この税率改正については、大きく分けて三つほどやり方がございます。所得割を全く上げないで均等割、平等割を下げる方法ですね。そしてもう一つは、所得割だけを上げて、均等割、平等割は下げない。そしてもう一つは、均等割、平等割を下げて、所得割を少し上げる。そういった形になるかと思うのですが、まずお考えいただきたいのが、一〇・五、〇・五上げさせていただくような案を出しておりますが、この部分につきましては、五〇対五〇に直接持っていくと、おおむね一一％、一％は最低上げなければ悪いような状況でございました。そこで、内部で話をする中で、やはり今みたいな経済情勢の中で一度に御負担をいただくというのは、なかなか市民の方に対して申しわけないといった部分がございます。改正後については大体四七・六ぐらいの数字で抑えた方が、今度は上がる方の負担も少なく済む。また、均等割、平等割についても下げることによって、一〇・五ですから、〇・五％上げた部分がそのまま負担ということではなくて、〇・二％、〇・三％の負担になるということで、内部で協議したところ、やはり皆様方の生活実態等を考えますと、一時期に大きな額というのは難しいのではないかとということで、市長のお言葉もいただき、こういった数字になっておりますので、何とぞ御理解をいただきたいと思います。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

私が国保税に対して認識が甘いという指摘でございますが、そういうつもりは全くございません。議案の提案理由の説明、全議案に説明をいたしておりません。しかし、説明をいたしてない議案も、専決処分を含めまして十分に私は審議をしながら担当部と話し合いをして提案理由の説明は、主な議案について説明をさせていただいたわけで、決して重要視したとかしないとかいう部分でないということを御理解をいただきたいと思います。国保税につきましても、本当に市民の皆さんのことを思いますと上げたくはありませんし、しかし、国のそういう基準の中でどうしたら市民の生活の安定につながるか、このことを基本にしっかりと論議をいたしてございまして、国保税財政の安定につきましても、これからもしっかり頑張っていきたい、このように考えております。

○七番（猿渡久子君） 今、市長が、主な議案については、提案理由説明の中で述べたと言いましたけれども、その認識が、やはり市民にとって今以上に負担を強いることになる、そういう方もたくさん出てくるわけですから、そういう提案をするからには、市長提案理由説明の中で一言述べるべきではないですかということを私は申し上げているわけです。

○二十四番（泉 武弘君） 今、使いが来まして、「午前中で終わるように」という強い指示がありました（笑声）。事務局にいつもお世話になっておりますから、その要望にこたえて簡単に質疑をさせていただきます。

まず、鉄輪の蒸し湯用地の先行取得の債務負担行為についてお尋ねしますが、果たしてこの議会審議をするときに、債務負担行為だけが出て、事後の事業計画が討議資料としてあわせて議会に提出されないで審議ができるのだろうか、この点が非常に私は疑問に実は思うわけです。

さらに、八番議員が質疑をしました浜田温泉の問題においても、今回、復元費用を六千五百万。では、事後にはどうなるのかというものもあわせて議会に提出されないと、果たしてこの議案の諾否について私どもが決めることできるのだろうかという気がするわけですが、以上の二つの議案について議会に討議をする附属資料として提出する用意があるかどうか、これからまず御答弁ください。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

鉄輪蒸し湯についてでございますが、従来より鉄輪蒸し湯の建物自体が、建築後三十四年を経過しておりまして、老朽化しております。また、かまの部分の上に渡しています天井板につきましても……（「質問が違う。資料を出すのかどうか」と呼ぶ者あり）申しわけありません、続けてよろしいですか。

○二十四番（泉 武弘君） 今、答弁をいただいているのは、打ち合わせどおりといえば打ち合わせどおりなのですが、まだそこまで入ってないのですね。

市長ね、六千五百万を御寄附いただいた。そのことについて市民の皆さんは、驚きと感謝の気持ちだと思うのです。ならば、この六千五百万円を復元費用に使った後の管理運営主体、また、この浜田温泉の利用目的、こういうものはどうなるのかなというのは、市民の関心事なのです。これが今議会では何も討議されるものがないのですね。こういうものを討議の附属資料として出すべきではないだろうか。

それからもう一点。今、温泉課長が言われました蒸し湯の建てかえに対する用地取得の債務負担行為ですね。すでに温泉課とすれば事業計画に等しきものを持っているわけでしょう。これをあわせて議会に出さない限り、議会としては判断のしようがないのです。債務負担行為だけを認めてください、次の段階で事業計画は出しますと言われても、債務負担行為と事業計画というのは一衣帯水の関係であって、事後どういう管理運営なのか、ランニングコストはどうなのか、果たして今回、取得の用地だけでいいのか。こういう問題を総論からすべて審議していかなければいけない。それができないのです、今のままでは。これについてどう思います、議案を提案されている側として。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

今回の債務負担行為、今議会で議決をいただければ、地元の方、当然、協議会を含めて

地元の方との御相談に入らせていただきます。従来でありましたら、建物自体、市から直接地元の方にこういう形という形の方でお話しさせていただいておりますけれども、今回の話になりますと、鉄輪の核になる、中心になる建物を建ててほしいということで、従来からの要望がございましたので、お話をさせていただいて、十二月に向けて議員皆様方に御説明できるような資料を整えさせていただきたいと考えております。

○二十四番（泉 武弘君） それは要約すると、用地取得にとにかく同意してくれ、その後において事業計画はつくって議会に提出するということですか。このように理解しているのですか。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

まず用地の取得ができない限り、現地で絵がかけない状態でありますので、そのように御理解していただいて結構だと思います。

○二十四番（泉 武弘君） 今の温泉課長の答弁では、審議はできません。用地取得をしてから後、絵をかく。そういうことで議会の審議に入れると思ったら、間違いです。それでは審議できません。議長、整理してください。

○議長（清成宣明君） そのままお待ちください。休憩します。（発言する者あり）

休憩いたします。そのままお待ちください。

午前十一時三十八分 休憩

午前十一時三十八分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

再答弁をお願いします。

○温泉課長（遠島 孜君） まことに申しわけありません。現在地での建てかえは一応検討させていただきましたが、消防車が入れないような狭隘な土地でありますし、また、建てかえにつきましても、かまが一つで現状に合いません。新しく用地を取得させていただいた折には、かまを二つ設けまして、男女別々の入浴をさせていただく、また、バリアフリー化も進めた現状に即した形の方で進めたいと考えております。

○二十四番（泉 武弘君） かまが一つか二つかという議論をしているのではないのです。僕が言っていることが理解できませんかね。いわゆる土地を購入する債務負担を今議会に同意を求めているわけでしょう。その上に乗る蒸し湯の施設は、事業規模が実は幾らぐらいで、年間入浴料収入は……、いいですか、年間入浴料収入はこのくらい見えています、しかもランニングコストについてはこう考えています、管理運営主体はこう考えている、駐車場対策は実はこのような解決方法を考えている。こういうものまであらかじめの構想なり計画があるから、今回債務負担行為を議会に出したのではないのですか。それがなくて、債務負担行為だけやってください、債務負担行為が終わった段階で今から計画をつくって、そういうものを議会に提出します。そういう審議には応じられないと言ったでしょう。な



いのですか、あるのですか。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

現在のところ、そういう形のものはまだつくっておりませんが、建物自体の枠が決まり次第、作成させていただきたいと考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 市長、厳しいようですが、一言注意をしておきます。

物をつくるというのは、これは原資を税に頼るか起債によるか、今回みたいな寄附金によるか、こういういろいろな方法があるのですね。一番僕が危惧するのは、事後の管理運営なのです。今回、債務負担行為で出てきましたこの用地取得後にどういうものが上に乗るのか。それによって事後の財政費用というのが固定経費としてどのくらい出ていくのかということは、当然しっかり議会に出されなければいけない。

今、遠島課長が御答弁いただいた中に非常に矛盾点がある。十七年度に補助対象事業で決定をしなかった場合には、この土地については土地開発公社から十七年度に一般会計の方から買い取りますということが出ておるのでしょう。違うのですか。今、私が言ったとおりに計画しているのではないのですか。まちづくり交付金の補助対象で決定しない場合には、一般会計から買収するようになっているのではないのですか。違うのですか。そのところだけ答えてください。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

そのとおりでございます。

○二十四番（泉 武弘君） では、もうすでにスタートしているわけでしょう。そういうずさんな計画をつくるのが、僕は嫌だと言っているの。議会に議案として出すからには、事業計画はこうなのですよというものが表裏一体で出てこなかったら、議会は審議できないでしょうが。そんなことを議会に出すこと自体が間違いだ。当然、負担行為を求める以上は、事後の事業計画を一体として出さなければ、出せなかったら説明用の討議資料として出さなければいかぬわけでしょうが。もってのほかだ、そういうのは。

これは、委員会に……（発言する者あり）眠っててください、どうぞ。（笑声）委員会までに出せるようにしてください。これは出さないと僕は審議が難しいのではないかと思います。

それから市長ね、なぜ私がこれをあえてここで言及するかといいますと、今回、蒸し湯の建てかえ工事に伴うところの駐車場対策の問題がありますね。熱の湯と共用したいという。これではもう十分確保はできない。だから、私があえてこの機会に提言させていただければ、鉄輪地域の人的な流動性を高めるためには、アサヒヤ旅館の下に幸いに大きな土地が空いている。これもまちづくり交付金の対象として駐車場確保をしてみたらどうかという提言もしたかった。ところが、事業計画が出てこないから、今提言できない。ここらも含めて委員会では協議できるようにしてください。

遠島課長ね、やはり議会に出して審議を受けるというときは、審議に耐え得るようなものを用意してください。これ以上言及しませんが、特に注意しておきます。

ところで浜田温泉。浜田温泉の問題ですが、これは復元したら、どのようにこれを利用しようとしているのか、答弁ください。

○生涯学習課長（入田勝人君） お答えいたします。

浜田温泉復元後は、基本的には文化的施設と位置づけて、展示資料館及び地域のコミュニティの場と、そのように考えておりますが、その後、議決をいただければ地元自治会等とも協議しながら進めていきたい、そのように考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 教育長、資料館。今、学習課長から答弁ありました資料館。資料館として利用していきたい。復元費用六千五百万が、今議会議案として出てきました。先ほど、温泉課でも言いましたけれども、同時進行で、資料館とすれば収蔵計画ですね。さらにはこの入場料の問題、管理運営の問題、ランニングコストの問題、これらが同時に出て来なければいけないのです。違うのですか。そういうものはつくった後で考えるのですか。私が一番心配するのは、六千五百万円もの多額の御寄附をいただいた方の気持ちを考えたときに、今みたいな計画で果たして御寄附をいただいた方の気持ちに対して生かして使ったと言えるのかどうか非常に危惧している。そこらはどうですか。

○生涯学習課長（入田勝人君） 現時点では建物の復元を主体的に考えて、当然、寄附者の御意向もありますし、皆さんに使っていただかなければ無意味なものになります。そこで、現時点では資料館展示館、地域のコミュニティの場と、そのように位置づけておりますが、先ほど申しましたように、まだ地元自治会と関係団体と話をしながら、より深く進めていきたいと考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 六千五百万円の御寄附を、お持ちいただいた。その段階で別府市は、その寄附をしていただいた方の気持ちに対して、必ずや浜田温泉の復元に使わせてもらいますというお話をされているのですね。その段階から別府市の方針は確定したわけです。そのことに対して私は異論を挟もうとは思いませんけれども、その御寄附をいただいた方の気持ちを考えるときに、では、六千五百万円は復元だけのためなのか、復元した後の利用計画は、当然市が考えてくれるだろうな、こういう思いがあってしかるべきだと思うのです。それを今、教育委員会にお聞きしましたら、収蔵計画、利用方法、コミュニティのあり方、ランニングコスト、これは今からですよということでは、今議会では議決の対象になり得ないと思う。今回、一般税と違って特定財源、特定の寄附行為に基づくところの原資なのですね。より慎重でなければいけない。

教育長、議案を提出された側として、どういうお考えですか。

○教育長（山田俊秀君） 匿名の方から多額の御寄附をいただいたわけですが、この浜田温泉については、前々からいろいろと話がありました。その一番大きいのは、これは県が

平成の初めの方に近代化遺産ということで認定しておりましたので、私どもとすれば、何とかこの浜田温泉を近代化遺産として登録文化財にしたいなという気持ちがあったわけです。この温泉については、今までしておりませんでしたけれども、竹瓦温泉も登録文化財にいたしましたし、今度も建てかえができた後、もし議決いただければ、その段階で何とかこれを登録文化財としてしていただくように文化庁の方に強力に要請してまいりたい。相手があることですから、それがまずこの議会で議決いただけるかどうかわかりませんし、何とかそういうようなところをクリアしていきながら、一応ランニングコストはこのくらいかかるのではないかなということは試算はしておりますけれども、まだ今そこまでは出せないのではないかなということで考えております。

それから、なお、地元の自治会等の話につきましては、先ほど助役の方からも話がありましたけれども、そこらあたりとも十分協議しながら、どことどういうふうなことでやっていったらいいかということも考えていかなければならないということで、今回のような議案の提出になったというふうに考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 教育長、大変僕は安心したのですが、ランニングコストの試算ができていて、今、教育長が答弁されました。それは、登録文化財の指定後の管理運営方法が、教育委員会ですでに決まっている。その際に管理運営主体を、先ほど僕は大変興味深く聞いたのですが、八番議員が、この運動に携わった方々にお問い合わせということ、管理運営主体もすでに予想されるわけですね、どういうところをお願いして、どのくらいのコストがかかる。そういうものが全部教育委員会内部では、テーブルトークの中でもうすでに具体化しているのですか。そうしないと、ランニングコストの積算ができないでしょう。そこまで行っているのかどうか、御答弁ください。

○生涯学習課長（入田勝人君） ランニングコストの試算は、まだできておりません。

○二十四番（泉 武弘君） 教育長ね、ずさんな答弁はしないでください。私も議場で後ろの方に座らせてもらっていますから、質問をするときには事前調査というのを十分やっている。その中で危惧しているから、あえて議場で申し上げた。「浜田温泉資料館」となるのかどうか、ネーミングはわかりませんが、スタートした後の維持管理をどうするのか、収蔵をどうするのか、入場料をどうするのか、駐車場をどうするのか、何ら決まってない。現在は決まっていません。決まっているのだったら、「決まっている」と答弁してください。

市長ね、六千五百万円もの多額の御寄附をいただいた。これは、金額の多寡によってありがたみがどうこうという問題ではありませんけれども、やはりこんな世知辛い世の中で大変な光明を見い出して、本当に僕はありがたいことだと思っている。ところで、今、教育委員会に私が議案の質疑をさせていただいている中で、何らの具体策もまだない。これでは寄附をしてもらった方に対して大変僕は申しわけないなという気持ちでいるのですが、

それに対して寄附を受けた側の市長、助役はどういう気持ちですか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

寄附をお受けするお話をさせていただいたときに、先ほども御答弁申しましたように、何らかの形で寄附される方も、利用を考えていただきたい。そのときに若干お話をさせていただきました。まだ決まったわけではございませんが、解体に際して保存できるものについては保存をいたしております。そういった分の展示あるいは写真、そういったものを出していただく。また、地域のコミュニティーの場というような位置づけもして地域の方に活用していただきたい。その中にはまちづくりグループの方もいますのでというようなお話をさせていただき、そういった方向でお願いしたいという御了承はいただいております。

先ほど、教育長の方からもお話が若干ありましたが、ランニングコストは出しておりませんが、大体どれぐらいの維持管理費がかかるのか、試算については、これは教育委員会の方で出させていただいております。ただこの活用について、私ども、そういった急なお話でもございまして、はっきりと地元と詰めた話を行っておりません。できるだけ効率的な維持管理、そういったことを考えておりますので、議会議決後にそのようなお話をさせていただき、また料金の収入面のことになろうかと思っておりますが、これについてもまだ詰めた話をしてないのが事実でございまして、余り大きな収入というものも、今の私どもの考えであれば上げられないのではないかと思います。そういったことから維持管理については、できるだけ節約した維持管理費を見ていきたいというようなことを教育委員会とも話をしている現状でございます。

○二十四番（泉 武弘君） 一番大事なことは、この浜田温泉を復元するときにどういう目的を持って事後に利用するのか、このことが一番大事だと思うのですね。ただ建物を復元した、これだけでなく、やはり生きた使い方をするというのですか、こういうことが大事だと思いますから、先ほど議案質疑をさせていただいて、蒸し湯の移転に伴う問題、それから浜田温泉の問題、いずれにしても行政組織としての調査等が十分とは言えません。もうちょっと慎重に議会には提案をしてください。こんなことでは、寄附をしてもらった方に大変相済まないという思いです。

次に、もう時間が二、三分しかありませんから簡潔にお聞きしますが、鉄輪地獄地帯公園の需用費の追加額が今回出ています。今、別府市で費用対効果を考えた場合に、非常に利用頻度が高い公園というのは、何ととっても別府公園。市長、五十四年の五月に私どもが議員にならせていただいて一番最初に議決した予算が十六億五千万だったと思うのですけれども、それが今、あんな立派な公園になった。そして南立石公園、これもすばらしい公園になりました。そしてもう一つは地獄地帯公園ですね。これは日曜日なんかはもう押すな押すなというような状況です。こういうものを見ていると、大変うれしいな。

それで公園課長に、駐車場がないではないかという話をしましたら、今回の事業計画、駐車場が入っているのですね。大変僕は、これは住民要求を的確にとらえた事業計画だなという気がしますが、リハビリテーションと当該地獄地帯公園の間にあります火売塚原線。これが道路狭隘で離合もなかなか難しいような状況なのです。これを何らかの拡幅をしないと、今以上に今度の地獄地帯公園の整備計画の中で裏側に、裏側といいますが、農協のリハビリテーション側に駐車場を持っていきますから、交通量がまだふえてくる。それでは、離合のときに事故をやった場合に、事故が予見できたではないか、道路を拡幅しなかった行政の責任ではないかという議論が、今いち起きてこようとしているのですね。こちらについて別府市として火売塚原線をどういうふうに将来計画の中に持ち込んでいくのか、これを御答弁ください。

○建設部長（金澤 晋君） お答えいたします。

先ほどの議員さんのおっしゃった路線名でございますが、正式には「北中塚原線」と申します。この道路につきましては、別府市を代表する観光地であります鉄輪温泉と明礬温泉、それからアフリカンサファリ等奥別府の観光施設を結ぶ最短ルートと考えておるところでございます。国道五百号へのバイパスルートといたしまして、近年、先ほど議員さんが申しましたように交通量が増加している場所でございます。この状況は、現況は鶴見石材というのが上の方にありますが、それから横断道路まで約七百メートルでございます。幅員が狭いところで三メートル三十から、広いところで五メートル五十といびつになっておりまして、離合も大変困難な状況が、あるところでは生じております。これを仮に二車線の片歩道をつくった場合には、そういう改良工事をする場合には、道路幅員が約八・五メートル必要になってまいります。その八・五メートル買収をやると幅員が必要になってまいりますので、民地等の用地買収を全線行った場合には、民地側に五メートルから三メートルの用地買収の幅が必要になってまいります。このために大変莫大な事業費、それから用地補償費等が生じてまいりますので、この道路現況をこれから何らかの形で打開策を考えていかなければならないと私どもは考えているところでございますが、事業の手法等を今後研究いたしまして、今後の検討課題とさせていただきたいと考えているところでございます。

○二十四番（泉 武弘君） 今、全国で注目されています志木市というのがあります。志木市の場合、議会での答弁に「検討する」という言葉が入った場合には、次の議会までに検討の結果を報告するというふうに志木市は改善されています。今の建設部長の検討されたことは、次の議会までに報告をしてください。

それから、今回、実相寺公園の整備費も上がっています。これについても本来は、私は詳しくお尋ねしようと思っていた。これはなぜかといいますが、実相寺公園の公園の事業化区域の中に弓道場の上、亀の井バスとの間に非常に樹木があります。これは約三千五百

坪あるのですが、従前からこの土地を利用して子供たちの社会教育の場で活用してはどうかという提言を何回もやってまいりました。あの中を市長、一回ごらんになってください。私もびっくりしたのですが、呪詛というのですか、わら人形に打ったものですね、ああいふものとか不法投棄物が随分ある。やはり私有財産の管理の原則は、市民の福祉に貢献できるように良好な状態で管理するというのが、公有財産の管理の原則ですから、これについても活用していただきたいな、このように思います。

それから、今の塚原線の問題ですが、坊主地獄のところで大きな交通渋滞を起こします。これは、単に市だけではなくして、上に抜ける道路のバイパスとして県費補助等の活用も考えて、ぜひともこれは実現してほしいな。幸いに、鶴見石材から海に向かってありますと、左右にあるのが墓地と、それから竹製品と、それから病院と農協だけ。右側に幸か不幸か家がないのです。今の段階ですと、費用負担もかなり少なくて済むなという気がしておりますから、ぜひともこれは具体的に前に進めていただきたい。

終わりに、今の議会が、行革というものに対して一生懸命、議会自体も取り組んでいる。この中で、今回の議案提出の浜田温泉と、それから蒸し湯の計画について、大変僕は残念に思います。これだけいい計画を出すのに、なぜ附属資料として審議に耐え得るようなものを出せなかったのか、これはもう残念でなりません。やはり提案者であります市長、教育長、今後は議会に提案するときには、事後の管理運営の問題も含めてしっかりした議案を提出していただくように要望して、私の議案の質疑を終わります。

○議長（清成宣明君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

上程中の全議案を各常任委員会に付託し、それぞれの委員会においてさらに検討することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、上程中の全議案を各常任委員会に付託することに決定いたしました。

各委員会の付託区分については、お手元に「議案付託表」を配付いたしておりますので、これにより審査をお願いいたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

次の本会議は、あす定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後零時 四分 散会